

# 役員借入金の対応法


## 役員借入金の表示変更

経営者個人からの借入金を、顧問税理士が流動負債である短期借入金で処理していることが多々あります。

この対応は、格付けに関係する経営指標からも非常に不利になり、流動負債の計上を1年基準にて固定負債に変更することで、格付けに関係する経営指標の流動比率や手元流動性比率などを改善することができます。

< 貸借対照表 >

(現金及び預金)	流動負債
流動資産	
固定資産	固定負債
	純資産の部
繰延資産	(繰越利益金)



経営者個人からの借入金の計上

資金繰りにおいて、少額の資金を経営者個人から一時的に借りることはよくあるケースですが、この一時的な借入金が積もりに積もって多額になり、その金額も1年以内に全額返済することが不可能な金額になっているのが通常です。

したがって、経営者個人からの借入金は、固定負債の長期借入金に変更することで、格付けを有利にすることができます。

## 金融検査マニュアルの対応

役員借入金に対して、金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）には下記のように記載されています。

代表者等からの借入金については、原則として、これらを当該企業の自己資本額に加味することができるものとする。

格付けにおいて、経営者個人からの借入金を自己資本額に加味することができるようになっていきます。

しかし、これを自己資本額に加味することは強制でなく、銀行の任意になります。そして、経営者個人がこの借入金の返済を求めていることが明らかな場合は、自己資本額に加味することができません。

例えば、経営者個人からの借入金の残高が、前期との比較で1円でも少なくなっていると、この借入金の全額返済を求めていることを意味してしまいます。

したがって、経営者個人からの借入金は、1年以内に返済する（できる）金額を短期借入金に計上し、当面返済が不可能な金額を長期借入金に計上するなどして、区別しておくことがポイントです。